

研究ノート

松浦静山の茶道観 地域マネジメントの視角から

田 淵 幸 親

(長崎国際大学 人間社会学部 国際観光学科)

要 旨

平戸藩主であった松浦静山は、隠居後すなわち江戸時代末期に至るころ、その博覧強記ぶりを遺憾なく発揮した『甲子夜話』を著している。『甲子夜話』で静山は、見聞したことのほとんどすべてを書き記した。それらの記述中に若干ながら茶道に関する部分があり、それを拾い出し、研究の便に供することが、本稿の課題である。地域文化の把握は、地域ブランド・地域イメージの構築なかならず地域マネジメントのための基本事項であるともいえる。静山の著述である『甲子夜話』は、地域文化の把握にとってきわめて大きな示唆を与えるものである。

キーワード

松浦静山、『甲子夜話』、茶道、地域文化、地域マネジメント

目 次

はじめに

松浦静山と茶道

『甲子夜話』にみる静山の茶道観

地域文化と地域開発

おわりに

はじめに

芸道なかならず茶道のもつ統治機能については、すでに安部直樹「大名茶の系譜 武辺の茶の統治機能」¹⁾において論及されている。安部は片桐石州に言及し「石州は、寛文5年(1665) 普請奉行であり茶を古田織部と小堀遠州に学んだ船越伊予(1598～1671年)とともに江戸城に赴き、4代将軍徳川家綱の所望によって点茶式を行い、柳営秘蔵の名物茶器を鑑定し、懐紙39葉に三百ヶ条をしたためて上進し、柳営茶道の規格を定めた。2代将軍秀忠の茶道師範であった古田織部と小堀遠州、3代将軍家光の茶道師範であった遠州と同様に、4代将軍家綱の茶道師範となったのもこの年であった。諸大名はこぞって石州の流儀に従った²⁾とし

ている。諸大名をして石州に平伏せしめたものは石州の茶道流儀であったが、それに値する力が茶道に内包されていたと考えられる。あり方としては異なるけれども、織田信長や豊臣秀吉の茶は、そのことを彷彿とさせるものがある。安部が指摘するように、「信長、秀吉の茶は、権力者の茶であり、後に続く、大名茶とは一線を画している³⁾」ことは確かであるが、茶のもつ統治機能は、諸大名により、よく認識されていたといえよう。それが「諸大名はこぞって石州の流儀に従った」という行動様式を生んだと理解できる。

とすれば、諸大名の末裔たちは、茶とどのように接し、またどのように茶の道を継承していったのであろうか。ここではそのような点に

焦点を当てつつ、地域観光開発のためのひとつの有効な手段としての地域文化の掘り起こしを試み、ひいては地域マネジメントの方向性を確立するための基礎的作業として、江戸末期に登場し『甲子夜話』を著した松浦静山にみる茶道観を探っていくこととする。

なお、こうした視点からのアプローチを試みようと思ったのは、2006年10月14日開催の長崎国際大学国際観光学会第2回大会における長崎国際大学人間社会学部国際観光学科専任講師佐藤大祐の研究発表「長崎における文化層序と観光資源 地域ブランド・地域イメージの創造へ向けて」に、大きな知的刺激を受けたからである。ある特定の地域の文化的基層部分が重層構造をもち、それらが何らかの社会的・歴史的力によって断層を形成したばあい、それらの形状を複雑化するが、丹念に地層分析を繰り返すことにより、ある地域の特質を描き出しうるとする佐藤の発表とそこで提出された理念枠組みは、地域文化分析の鋭いメスとしての機能を十分に発揮すると思える。筆者による佐藤の提起した理念枠組みの消化はきわめて不十分ではあるが、松浦静山の茶道観を探ることにより、文化層序理念の表皮部分に近づきうるかもしれないというかすかな期待を抱いている。

松浦静山と茶道

松浦静山は、宝暦10年（1760）に生まれ、安永4年（1775）、16歳にして封を襲いだ。静山は、弘仁13年（882）に嵯峨天皇第18子として生まれた松浦家の始祖融（とほる）から数えて34代目にあたるし、茶道・鎮信流に着目すれば、始祖鎮信（天祥）から数えて6代目にあたる。平戸藩主としては、第9代にあたる。文化3年（1806）に隠居するまで、30年以上もの間、平戸藩の舵取りに専念し、天保12年（1841）に没した。静山の隠居期間は、静山の第3子であり、静山隠居後襲封し、天保12年（1841）まで平戸藩主であった松浦家第35代松浦観中の治世の期間と一致する。わが子観中の治世を見守り

つづけて没したのが静山であった。武芸に関する造詣が深く、ことに剣の道では心形刀流の達人であり常静子という剣号をもっていた静山は、老境に達し、自らの敷いた財政改革の行く末を見守りつつ『甲子夜話』を綴っていったのである。

静山が藩主となったころの平戸藩は、放漫財政による財政逼迫が恒常化していた。静山のとった財政政策は、徹底的な緊縮財政政策であり、計画的財政支出と財政収入の確保を旨としていた。しかし静山の意向を実現するための人材は乏しく、人事刷新も思うに任せなかった。とはいえ財政逼迫の大きな要因を「参勤交代」とそれにまつわる出費と認識した静山は、発生する「国用不足」に対処する対策として、「数十年來の用途を検討し、毎年運用する資財の数を調べ、冗費節減によって貯えをつくり、費目をつくって記載するとともに、月ごとの節度の数を定めて、その数量を計算し、さらにその年の貯えを次年の用途にする、という計画をたてた⁴⁾」のである。こうして「永年にわたる国用不足＝財政難に対処する具体的な対策が計画・実行され、これまでのルーズな財政組織が全面的に改められ、収支にわたって周到な配慮のもとに、計画的な処理がなされるに至った⁵⁾」のであった。

しかし、こうした計画的経済政策や財政政策の実行には、きわめて優秀な人材を必要とする。残念なことに平戸藩ではそうした人材が不足していることを察知した静山は、安永8年（1779）11月20日、藩校「維新館」を創設し、優秀な人材の育成に乗りだしたのである。天明3年（1783）には、「維新館」を城内に移し、静山自らが「大学」を講じるところとなった⁶⁾。静山の「維新館」に託した思いが伝わってくる。藩主自らが講義を担当するということは、藩主の治世の方針が藩士の子弟を通して、藩士たちに浸透していくことを意味し、放漫支出に慣れきった藩士たちの心理を引き締める効果もあった。また、20代半ばにも達していない静山が、

「大学」を講じるほどに、学問に精通していたことにも驚きを禁じえない。

さて、静山の幼少のころを伝える文書として「静山公行実」があるが、そこでは「幼精敏強記、好文墨、曉古今」と書かれているという⁷⁾。幼いころよりものを書くことが好きで、文墨を好み古今のできごとに明かった静山は、文武両道に秀でる素質を備えていた。「晩年『甲子夜話』に示されたその博覧強記ぶりは、すでに幼少より培われていた⁸⁾」といえる。文にも武にも通じる茶道がすでに武士のたしなみとして広く行きわたっていたことと考え合わせると、静山もまた幼いころより茶の道のたしなみを教授されたと思える。いつのころから彼が茶道を始めたかは明らかではないが、藩主となったときにはすでにひととおりのことは心得ていたと思える。というのも、鎮信流では、流祖以来藩主が宗家となるのが常であった。したがって、襲封のときには茶道を心得ていなければならないと考えられるところから、16歳で平戸藩第9代藩主となったときには鎮信流茶道作法を会得し、家臣団の前での点前は別としても、茶を喫するさいの一連の流れは会得していたと考えるべきであろう。静山が礼儀正しい祖母の久昌夫人に寵愛されていたこともその傍証となる。

ついでながら、久昌夫人は、静山が襲封したさい、静山に訓戒10条を与えている。訓戒10条はつぎのようなものであった⁹⁾。

一曰敬鬼神、二曰重祖宗、三曰貴容忍、四曰要和愛、五曰却貨賂、六曰剛志気、七曰保年寿、八曰鑿毀誉、九曰寛心性、十曰務慈邨

静山は、この訓戒10条をよく守り、これを精神的拠所として、28年間の藩政を全うしたのである。この心得は茶道の心得として読み替えることも可能であり、また、この心得をすんなりと受け入れるだけの素地が静山にあったということも、静山が茶道に習熟していたことをうかがわせるのである。

鎮信流は石州流の流れに属し、その意味では

正確には石州流鎮信派と呼ぶべきかもしれないが、石州流は今日みられるような家元制度を根幹にすえた一大茶道流派を構成していないにかかわらず、その支流である鎮信流は宗家を有した流派を構成している。この間の事情について、西山松之助は、「支配階級と結びついた織部・遠州・石州の茶道は、いずれも、大名であって、宗匠自身が職業茶人ではなかった。それゆえに、彼らの嫡流はいずれも、その大名たる本業を継承して、茶道宗匠としての文化的血脈は受けつがなかった。つまり將軍御師範という宗匠ではあったが、いわゆる職業茶人ではなかった¹⁰⁾」と、隆盛を極めたにもかかわらず、石州流が一大流派を形成しなかった理由を述べている。「諸大名はこぞって石州の流儀に従った」のであるが、なぜ高級武家たちがこぞってそのように振舞ったのかについて、西山は「無目的なあそびのわざとして行われる茶技というよりも、茶会をもってさらに別途の外交的・政治的手段にしようとする意図があり、大名やそのとりまきの高級家臣団は、そうした重要な契機となるかけ引、とり引の場から除外されないためにも、あるいはまた千載一遇の好運をつかむためにも、茶の湯のたしなみは必要欠くべからざる世渡りの術と考えられた。身分の低い者も、その技に熟達すれば見出されて立身出世の道を求めることもできたとあっては、將軍の師範であった織部・遠州・石州らの門に、武家たちが殺到した¹¹⁾」と分析する。しかもこれら茶匠たちを家元としてみたばあい、「彼らは千利休以来の正統血脈の茶人であり、一世に名をなした大宗匠であり、多数の門人をおかかえており、秘技秘伝の相伝・皆伝の許状発行していた茶道の権威として、いずれも立派な家元と考えられる存在である。けれども彼らの相伝・皆伝形式は、いわゆる完全相伝形式を踏襲したものであって、遠州なり、石州という家元個人が、あらゆる免許秘伝の最終相伝権を独占するという形式が、どこにも見当たらない¹²⁾」という特徴があった。ではどのようにして茶技の命脈を継承

していったのかということ、石州流にあっては、片桐家の家老であった藤林宗源がこれを伝え、代々藤林家が受けついでいったのである。石州流宗源派もしくは宗源流はこうしてできあがった。広島の上田宗箇を流祖とする上田流の形成は、やや複雑であるけれども、上田宗箇自身が茶道指南することはなく、「茶道預師範」をおき、茶道を教授した。「片桐家や上田家は宗家として存在はするが、別に師範家というのが実技指導を担当した」¹³⁾のである。松浦家もまた同様の形式をとった。「石州流にあっては、多くの分派が成立派生した江戸中期以降に及ぶと、他流の流勢やその形式に触発されて、それぞれの分派の最高権威たちが、その周辺の弟子たちの運動にも対応しつつ、在来の師弟一代相伝形式を、一子相伝＝父子相伝の形式に改め、ここに世襲制を確立した宗家または家元による統一茶道社会を構成するものもあらわれてきた」¹⁴⁾とはいえ、松浦家のばあい、明治維新をむかえ鎮信流茶道中興の祖といわれる松浦心月が登場するまで、そうした動きはなかった。鎮信流では、心月以降ようやくそうした家元制度が確立するのである。

したがって、松浦静山も「茶堂」という茶道指南役を擁した宗家であったことは疑いない。剣の道に比して茶道には熱心ではなかったかもしれないが、茶道に対する憧憬は、静山の心のなかにはあったとみるべきであろう。ともかく、藩主となった静山をとりまいていた茶道の状況は上記のとおりであった。

『甲子夜話』にみる静山の茶道観

隠居して15年後の文政4年(1821)ごろ、松浦静山は大著『甲子夜話』の著述にとりかかった。彼の興味は多岐にわたり、珍しいものがあれば見なければ気がすまなかった。歴大な著述である『甲子夜話』ではあるが、茶道に触れた記述は比較的少ない。しかし、静山の茶道観を知るうえでは、それらを丹念に拾い出す必要がある。ここでは、静山の茶道観を知るための方

途として、茶事について触れていると思われる箇所を拾い出してみることとする。なお、漢文中の訓読点は省略した。

「松平出羽守隠居、南海と称せしは、茶事に名高く、且華奢の人なり。出入の坊主衆某も、茶事に達したるを以て、常に懇遇なりしが、或時某が別宅へ日を訂して茶讌に赴んと、南海約せられければ、茅屋の光輝これに過ずとて、某喜で諾す。その別宅は東山の根岸にありける。其日に及び、約期違はず南海訪問せられしに、門も鎖し住居も閉戸して塵も払はず。従臣門番人へ尋れば、一向に知らずと答ふ。従臣の中の一人、かねて某が茶室に至りし者ありて、自ら路次に入りて見れば、蛛網樹枝に纏ひ、通行すべきやうも無し。扱は日を誤訂したることよとて、君臣とも興を醒して、門を出行く。この時、小路の横径より、某蓑笠の形にて網を肩に掛け、従僕兩三、大なる桶を荷ひ来り、南海を見てこはいかにと云ふに、相共に驚き、今其宅に至り、しかじかなれば帰る所なりと云。某恐擺して、今朝より荒河へ鯉打んとて籠りしが、生憎不猫にて遅刻し、無興なりしことを頼りに陳謝し、何とぞもとの宅地に戻り玉へと乞へば、南海も止事を得ず、さらばとて立返らる。某先に立案内して、今度はかねてありし住居より、畑を超、遙か奥にて、樹竹生茂れる蔭に、新に設たる路次へぞ案内しける。飛石は新らしき土俵を以て、おもしろく道を取り、手水所は白木の湯桶にて、数奇屋一切新規に造作し、其席に入れば、白木爐ぶちには釜かゝりて、はや勝手口より某茶具を持出るに、水指も建も皆白木の曲物。茶碗を始め陶器不残皆其所々の今焼にて、茶を勧め、会席のときの椀も、皆陶器にて土器蓋、膳盆の類、悉皆白木造りにして、鯉一式の料理組なりしには、流石の南海も、意表に出て驚歎せられ、尤も興に入りしとなり。」¹⁵⁾

「紀の藩中に千宗左と云あり。京に住して利休の末なり。享保の頃関東に召され、其家伝せし

真台司の手前を上覧あり。御暇のとき御茶盃を下さる。宗左発足の前、相率たる従者を遣し、御茶盃を袋に納め、自ら首に懸て、僅に残せる僕一二人と発す。京の家内門人の輩、先立帰着せるものに其事を聞き、宗左が帰を待つ。不日にして宗左帰り、江都の云云を話し、恩賜の御茶盃を以て、一会を催さんと門人に云ふ。因て門人等、茶室露次を洒掃して、事既に成れども来客誰と云を不知。故に誰をか招く給ふと宗左に問へば、妻を客とせんと云。門人妻に告ぐ。妻驚て辞退す。宗左曰。辞すべからず。我は此家に智養子として入り、其方は先人の女なれば、家の統は其方なり。吾祖先の余薫に依り、今度の大恵を蒙ること、其下は汝が身に由れり。然れば祖恩に報ぜんには、其方をぞ客礼にて待遇すべし。必辞すべからずと云。妻も其理に伏し、会席に赴く。宗左彼の御茶盃を上器とし、妻を一客とし、茶礼式の如く畢り、御茶盃は門生等にも示さず、其まゝ匱蔵せりと。宗左が為人かくの如し。信に祖先の利休に恥ずと云べし。」¹⁶⁾

「千宗左召に因て江都に出るの間、紀邸の長屋に寓し、茶器を求めて客中の用に当たるが、皆蠱悪極たり。就中水さしの水を度々かゆるは煩しとて、僕に命じて大なる水瓶を錢三百文に買て、これを炉辺に置いて用ひたり。其瓶に不性者と銘題しけり。暇を賜り発足するに及で、門人所置の茶器を乞需む。宗左これに応て配分せり。門人輩謝儀として方金一二三思々に贈る。時に宗左僕に謂て曰。嚮に汝に与ふと言ふ。僕拝受して退かんとす。宗左が曰。待べし。かの瓶は我もと三百文を出せし者なり。三百文は返すべしと云て、其中錢三百文を取り、残りの金は皆其僕に与しとなり。」¹⁷⁾

「宇治茶の名品初昔、後昔は世の知所なり。然に上林六郎の年々献品二種のうへに、ばゞ昔と云を献ず。これは神君の御時、六郎の祖掃部允の祖母[六角祥禎の女なり]の摘ところのもの

其制よかりければ、神君戯にばゞ昔と仰ありしより、至今祖母昔とて献ず。又神君、かの祖母に若林と云処を茶園に賜り。因て今其処に産する茶と雖ども、余家は此称を以てすることを許さず。別に若林昔など称呼すと云。」¹⁸⁾

「細川三斎は茶事の好すぐれて、名物の茶器もあまた所持なりしとて、堀田加賀守正盛の威権専なりし時、茶を好みければ、某をして秘蔵の道具一覽したきよしを申入たり。三斎諾して日を期し、正盛を迎へ種々の馳走畢り、いざ道具をと物数取出したるが、皆武具なりける。正盛かねての所存に違ひ、いと不興なりしかども、さあらぬふりして厚く謝して帰りぬ。後日某参りていかで茶器を見せ玉はざりしと申ければ、三斎、いやとよ、加州が道具見たきといはるゝよしぞ此通せしにあらずや。凡武家にて何の道具と斥ずして単に道具とのみいふは、武具ならずして何をいふべきと答へしとぞ[林氏覚書抄出]」¹⁹⁾

「今の障泥の形は昔と異なり。織田右府の前に千利休候せし時、その物好に障泥の形切て見せよとありけるを、立入らぬ道いかゞと辞してから、即座に紙形を切て呈す。右府これは出来たりとてほめありし。其後詐りてかの紙形を失ひたれば、又々切れとあるに、又呈しけるに、形前と少しも違ひなかりしかば、殊の外賞歎せられて、遂に其形に極りしとぞ。今は世こそりて用ゆる常式となりて、誰の製といふこと知るものも稀なるべし。まゐて昔の形知るものはなを多かるべからず。」²⁰⁾

「茶会と云もの、昔は風流の一つなりしが、今は至俗のことゝなれり。定家朝臣の小倉山荘の色紙の中を、昔境の商家の富有なるが、八重葎さびしき宿の歌書しを持ちけり。その家にて茶会催して、紹鷗を招たりしに、折しも秋なりけり。紹鷗其家に至り、露次に入て伴ふ人々に曰。我かつてききぬ、此主人の家に定家卿の小倉の色

紙、八重葎のかきしあると云ふ。今日かならず床上に掲ぐるなるべしと云ふ。人々心得ず、室に入りしに、はたして八重むぐらの歌かきし色紙なりしかば、人奇異の思ひをなして、此事いかにしてしり給ひぬと鷗に問ひしかば、されば主人も茶にすぎたる人なり。然るに会集を催しながら、庭木陰の落葉をも、霜がれの草をもはらひもせず、たゞ其まゝにありしは、彼歌の心うつりて、物さびしきありさまなりければ、床上にかくる所、かならず此歌なるべしと知り侍りぬと云ふ。鷗が心のおのづから主人の心にひとつに相感ぜしに、人々歎じあへり。是小倉の色紙、茶の会に用ひし始にて、これよりぞ此道のすき人もとめて、かしここゝにも、もてはやしければ、かく価も増したるなり。此鷗が名誉なりと云ひ伝へ、ことには、此色紙を翫ぶはじめなれば、ことに八重葎の歌、価いや増りたりと『老談一言紀』に見ゆ。又聚楽にて、関白秀次、小倉の色紙をもとめ得たまひ、御坐敷をあらため、色紙をひらきの御会あり。利休を上客として相伴に三人あり。頃は四月廿一日余り、暁がたの事なりしに、風呂の御茶湯なり。人々坐敷入ありけれども、短檠の火もなく、釜のへおとのみにて、いかにもしづしづとしたる様躰なり。いかなる御作意ならんとおもひ居ける折柄、利休の居られしうしろの障子、ほのぼのとあかるくなるを不思議におもひ、障子をあけられければ、月影あかく、御床のうちにほのぼのと移りけるまゝに、さればよと思ひにじりよりて見れば、小倉の色紙の御掛物なり。その歌に、

ほとゞぎす鳴きつるかたをながむれば

たゞ有明の月ぞ残れる

とあり。誠に折にふれおもしろきこといはん方なし。其時、利休その外の人々、さても名誉不思議の御作意かなと同音に感ぜしと。『備前老人物語』に載せたり。これ等こそ面白きことなり。今小倉色紙の掛物といへば、価の貴を誇る一つとなり。その他すべて茶器と云物、みな高価を互に衒ふことゝなりしは、風流も何も無き

ことゝ成果ぬ。何ごとも本を失ひ、末に流るゝ世の習し、豈茶会のみならんや。』²¹⁾

「『常山文集』付録曰。明年五月移居於久慈郡大田郷西山。關榛莽依巖谷、不設墻垣。茅屋衡門、不異齊民都邑之居。自称西山隱士、世称西山中納言。侍臣僅数人。多取老癯不堪事者、婢妾纔給灑掃。麤食澣衣居常晏如也。幕府或賜黄金綺幣、則分給親族侍臣、絶無贏余。雅好茶会。至是不復拳。曰。好之使人萌器物之念。四序優游、詩酒放懷。巡行封内、賞賜孝子節婦、奨諭讀書識字者。或至寺祠、正本縁斥傳会、或教民人以稼穡芸殖之法。又『続本朝通鑑』曰。天正六年八月、信長軍旅之暇、有好茶之癖。嘗謂武井夕庵曰。佐久間正勝嗜茶甚過。其伎拔群、然武人所不欲也。夕庵对曰。方今好茶者則必玩古器而喪志。故怠於武事其蔽趨利欲。可戒之。唯以啜茶為念、不拘器具、則外邪去、其身潔而其心亦清。君其察之。』校書余録』} 古人茶を論ずること既に斯の如し。』²²⁾

「豊太閤の北野大茶湯のことは諸書に見ゆ。此頃予が角力、錦、上京して北野松梅院開扉のことあるに値ふ。其時宝物とて人に見するものゝ中に、大茶湯の場に堅し制札あり。乃写して還り予に示す。其文。

来る十月朔日、北野松原におゐて茶の湯興行せしむべく候。貴賤によらず、貧富に拘はらず、望之面々來会せしめ、一興を催べく、美麗を禁じ、儉約を好み、嘗申べく候。秀吉数十年求置候諸具、飾立置べく候条、望次第見物すべき者也。

天正十五年五月八日

其文。

御定之事

一、北野之森におゐて、十月朔日より十日之間に、天氣次第に御茶湯被成べき御沙汰に付て、御名物共残らず相揃させられ、数寄執心之者に見せさせらるべきため、かくの如く相催させられ候

事。

一、茶湯執心之者は、若党、町人、百姓以下によらず、釜一つ、つるべ一つ、のみ物一つ、茶はこがしにてもくるしからず候、引さげ来しかるべき事。

一、座敷の義は松原にて候条、畳二畳。但し侘者はとごつけ、いなはきに而も苦しからず事。

一、遠国之者迄見せさせらるべき之儀、十月十日迄日限御延被成候事。

右は仰出され候義、侘者をふびんに思召候処、此度罷出ざる者は向後におみてこがしをもたて候義、無用との御異見に候。罷出ざる者の所へ参り候族までもぬるものたるべき事。

但遠国之ものによらず御手前にて御茶下さるべき旨、仰られ候事。

奉行 福原右馬允
 蒔田権介
 中江式部大輔
 木下大膳亮
 宮木右京大夫

この札檜材と覚しけれど、年古煤汚して分らず。且年号を記せし方、更に古色あり。文字隠々と隆起して、余は剥落す。雨露にさらす者の如し。一枚の方は然らず。 図略

『豊臣譜』云〔羅山撰〕天正十五年五月、秀吉陣于薩州。島津義久降、秀吉宥之。西州平。七月、秀吉出筑前箱崎。同月十七日、遂帰大阪。勅使来慰勞之。秀吉移居于聚楽。使秀次居京都邸。又云。十六年十月、秀吉於北野松原催茶湯。為見都鄙好茶者之風情、茶器之好悪也。先是標命書於処々街市、使預于北野茶湯。故京都泉堺、遠近嗜茶者、大喜成来と。是にて觀れば薩摩の軍終り、七月京に帰るの後閑あるゆゑに、八月に至り、茶会の挙ありしなり。因て標書の文に、十五年八月を以てすれど、茶会ありしは十六年の十月なれば、その札の剥落せしも、期年に過る風雨を經し故なるべし。』²³⁾

「伊沢辞安〔福山侯の医。博学の人〕が話に、抹茶は能く諸毒を解す。明礬も亦おなじ。或とき某の寺内に、竹林ある処蛇多く栖む。その地に藁生じたるを、三人して采食ひければ、即時に大腹痛して悶乱す。その中一人は恒に豪気なる者ゆゑ、彼の邸までは還り、吐血しながら辞安が所に到り、治を乞ふ。安これを聴て、即抹茶に明礬を合て服せしめしかば、吐血は止で、瀉血せしが、遂に腹痛歇で、尋で平愈せりとぞ。奇効の物なり。』²⁴⁾

「田安黄門殿〔斉匡卿〕は一橋より養子と成られし方なれども、能くも故悠然院殿〔田安〕の流風余韻を受られし資質なり。此頃文墨の用ありて近臣を我が許に越れし折から、茶室の壁書を示さる。何にも善くできたる面白きことども也しゆ、その書を窃に林より又示しけるを誦誦して、感服の余こゝに写し訖る。

松月斎茶令

一、茶の道は質素を主とし、風雅を客とし、まごゝろのもてなしあらば、万のみやび尽したるにも増りぬべし

一、おのれ好む所とて、わりなく人に勧め、己れがくむ流もてよそ人をそしる。いづれもあさましかるべし

一、物しる人のおのづから風流なる詞いふはめでたし。なまじひにまねびいふは拙し。時めく人をねたみて、其あしき事のみあげ、富る家うらみて其宝をかぞへ、あるはへつらへる、あるはほこれる、又価尊きものを賤しく得つといひ、賤しきものを貫くもとめしと語る、いづれもあしゝ

一、書画調度ふりたるを慕ふとも、いたく耽り翫ばば志を喪ふるに至りなん。飲食瓶花も時ならざるをめづることなかれ。異ざまなるを好む事なかれ。調度もまたしかなり。何事も偽りかざらぬさまこそよけれ

一、おのづから風流なるこそ真の風流とす

[この人大知にて一万石を禄する家と云]と云が、宅へ君侯を招じ茶事ありし中、茶匙を拝見す。その匙は松浦退入殿[万松君、称織部、名昌、退老して退入と号す]の作と云て、その銘に夜打とありたり(この匙、人に与へられし者と見へ、夜打と銘ぜし。外に人名を書せられしが、石虎今は忘れたりとぞ)。其故は、この茶匙、元禄年間義士が夜討せし夜の作にてありたれば、折節のこととてかくは銘ぜられしと申伝へたりと。始め持主は賈人炭屋宗全と云し者なりしが、大橋氏購求せしとぞ。この話に拠れば、前の両端の云伝へは、藤邸の祖万松君のことに定むべし。²⁶⁾

「頃日或僧の咄に聞く。猷廟の寵待ありし東海の沢菴和尚は、もと遠流に処せられしを、柳生但州の上言により召還されて帰参す。このときの狂歌に、

上意ゆゑ還りたく《沢》菴思へども

おえど《江戸・穢土》へ聞けばむさしきたなし (《 》は脇字 田淵)

又沢菴、御茶の御相手に出しとき、御釜の沸湯、蓋の辺より滴るを、將軍様御覧ありて、

てき《滴・敵》がおつる《落》おつると上意有けるに、応じ奉りて、

ひつ《引》く《汲・組》んでとれ《捕》とれと云たり。その敏捷この如しと。

林子曰。これは嶋原の陣のときのことならんと。何かさま左もありぬべし。

『延宝伝燈録』云。慶長十四年春出世大徳、住山三日。搦退鼓而返泉南。豊臣秀頼公及一時侯伯、招請累至。師皆不赴。寛永六年秋、依大徳出世之事貶于羽州。謫居四年、鈞命赦還。大將軍家光源公勅東海寺、命師為開山祖。²⁷⁾

「清商の渡来する者、舶中にて阿片たばこと云ものをのむ。これは阿片をねりしを、煙管の火皿の所につめて、火をつけて煙をのむなり。阿片はしむる性のものにて、睡を催すことなし。

因て洋中にて、按針役の睡らざる為にかくするとぞ。出帆のときのめば、入港まで睡ること無し。されどもこの煙を吸ふこと分量ありて、分を過ごせば絶倒して害あり。又按針役は三四年の内に死するもの多し。皆阿片の毒にて別病を引出すと云。

『本草啓蒙』云。阿片。罌子のやに、罌子の実、或はつばみを刺て其汁を採り、聚かためたる者なり。林子曰。さにはなく、けしの実の房になりし時、その房を刺して、液の出るを採り集るなり。

又萩の漢名を胡枝子と云ふ。諸『本草』には見へず。たゞ『救荒本草』曰。胡枝子、俗亦名隨軍茶。又曰。採嫩葉蒸晒為茶煮飲亦可とあり。先年何書にてか、隨軍茶は、從軍の人夜守などをする者、この茶を飲めば目醒て睡ることなし。因て戍卒などの用ゆる物ゆゑ、此名ありと云こと有しが、今出所を忘れたり。²⁸⁾

「御数寄屋坊主谷村可順は、持前のことながら茶事に志厚く、石州の流意をも過ぐ皆伝せし者なり。或日宴席にて面会せし折、懐中の書片を出し示す。視るに年々宇治へ御茶壺御用迎、御数寄屋組頭の往来する来歴なり。曰。

御茶御用は、権現様台徳院様御代より被仰付大猷院様御代寛永九年初而御茶壺上る。其頃は御茶道頭、同組頭、同平共、六月土用五十日程前に発足し、御茶詰畢る。御壺は京の愛宕山に差置、罷還[この訳を問へば、冷気の処に置かざれば、御茶損ずる故といふ]、百日程過て復上り、持下る。

巖有院様御代、承応元年より愛宕山は止みて、木曾路下向、土用一兩日前に甲州谷村の城え納置、罷還[此処は郡内領なり]、秋に至り立越、持下るといふ。

但寛文年中、甲州と江戸と御茶持方御吟味有之所、江戸は色懸敷相成候由に而、前々之通谷村へ被遣候。

元禄元年再吟味之上、甲州谷村は被止、江戸富士見三重御櫓え被差置、自此唯今に如此。

可順曰。前に御茶道頭と見ゆるは、其頃は有し役にて、桜井宗伝とて御茶道頭高八百石とか。此家今は滅知せられしが、兩番の中に存せりと。

又一證を獲たり述示す。沢菴和尚の文なり。其文

懸御念早々被持給候。以面上御礼可申入候。

従郡内御茶壺参候故、愚老壺同時に参、即被持給候。毎年御苦勞に罷成候。松平伊豆守殿御状被相添候。御報相調候而、自是直に可致進上候。愚老儀先月致湯治、去十八日に令歸寺候。路次草臥申候而、引籠居申候。近日懸御目万々可申入候。恐々謹言。

宗
傳
の
影
二

九月廿二日

宗伝老 貴報

宗伝は、迺桜井氏なり。』²⁹⁾

「又可順は、年として宇治へ往くゆゑ、彼地の婦女が茶摘の唄とて語る。左にしるす。

御代は治る、御物は詰まる、猶もうへ様末繁昌

御茶をつもなら宇治上林、間にながるゝ水車

宇治の橋には名所が御座る、籠て水汲む是名所

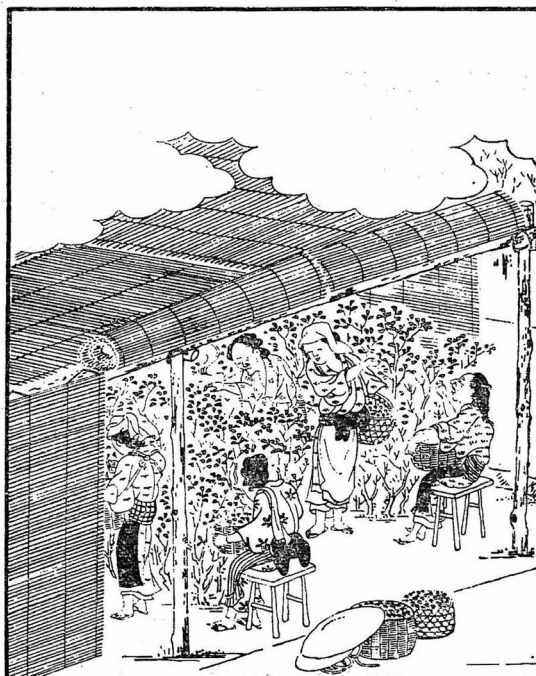
目出た目出たの若松様よ、枝も栄て葉も繁る

右の唄、其旨今考ふべからず。

因に『都名所図会』の所載を移写す。

『図会』に云。都の巽、宇治の里は茶の名産にして高貴の調進年毎の例ありて製法他境にならびなし。山吹ちり、卯の花咲そむる頃、茶摘とて此里のしづの女白き手拭をいたゞき、赤き前だれを腰に懸して茶園に入り、声おかしくひなびたる哥諷ひて興じけるさま、陸羽が『茶経』には書遺し侍る。』³⁰⁾

「予が若冠のとき、木下肥後[利忠退老して号長



及]は予が叔母の夫として、屢々頼て登嘗の介をも為たり。この木下の知己にて、片桐石見守[貞芳]をも時としては頼みたり。石州は、四十余五十にも及ばん人にて、予が邸に来ても、天祥院殿とは、先祖も外ならぬ因縁も有りし杯語れり。此人或とき着服の紋所に、円さ二寸とも云べき中に、鷺の翼を張て立たる形ちあり。傍客に語るには、これは家に由緒ある紋所にして、時としては服章に用ゆること有りと言語りしも、先年の久しきやうに憶へたるを、近頃一斎[佐藤捨蔵]と談ずること有て隠荘に招たるに、彼の紋服を着して来り、晤話の中自から云ふ。今の片桐侯の[この片桐侯は、名貞信、石州貞芳の孫、文学あり。一斎の門人]賜なり。侯語る。これ祖先に豊太閤より下されし所にして、豊閤紋服の伝はるなりと。」予此に於て、始て其由緒を知れり。一斎又曰。窃に思ふ、この円形は日輪の象にして、日光の及ぶ所の表なるべし。鷺は我にして、鳥は取なれば、天下は皆我が執ところと謂ふ表章ならん。」予聞て其言を信とす。」



31)

「何れの年にてや有けん。或人の云しは、旅食町なる骨董肆に、徳祐公所作の花生と題せるもの有り。購して還る。迺上るとて予に示す。視るに、箱蓋に記す。

松浦鎮信翁

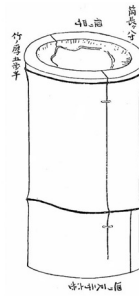
置筒

松浦円恵公御作置筒(箱蓋の裡に記す)

猶々庵



(押字如此。是は後に記せし所なり。説下に記す)因て其花生を見るに、図の如し。



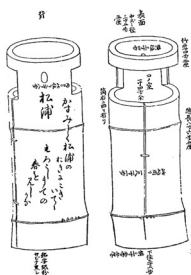
其頃骨董の老退せしに、竹本五兵衛なる者、善く鑑識す。この器を問ふ。曰。貴邸御家蔵の物とせば、御作疑ふ所なし。又他より今御蔵と為られし者ならば、御銘もなく、御押字も有らざれば、定めては言難けれど、筒の竹と時代とを鑑するに、正しく公の御頃と云べく、且亦恰所の、凡人の製造とは見へず。殊更に賞すべし。又この外箱も、石州流の制なれば、多分公作に違はずと為べけれど、前条に因れば、今必定を極がたし。

○又、荻長何に抛てか言けん。外蓋の銘は柳沢侯吉保の筆なり[吉保は憲廟の御時執政たりし。寵専の権家たり。其名世に聞ふ]其嚮に見る所と合ふ。予因て、このことを古筆了伴に謀るに、答ふ。この箱銘は未だ見ること無き者也。故に誰なるを審にせず。予因て吉保の筆かと問へば、曰。吉保更に高名とも云べからず。ゆゑに古筆家には、是まで鑑定に与らずと[如斯きときは、徳祐公の御名の高き、吉保の上に出たり]迺思ふ。二子和州が妻は、吉保の後、保光[甲斐守]の女なれば、憑て花筒の銘は先公の書なるやと問ふに、然らずと答たり。さすれば吉保の書には非る也。

○是等に因て考れば、この花筒は、吉保、徳祐公退老の後、公の茶事に高名なるを以て、これを需て造り給ひし者なり。何に抛てこれを知る。『家譜』及『藩翰続譜』を按るに、公、素願を達し、雁間に入れしは貞享二年にして、又奥詰と為られしは、元禄二年[己巳]三月なり。又公の致仕、雄香公継で奥詰と為られしも同年なり。吉保は、前年始て万石の大名となり、御用御取次に加り、自是日の將に昇んとす

るが如し。故に公の時に高名なるを以て、己れが権勢に乗じて、これを乞し也。見つべし、鎮信翁と有るは、老年且つ致仕の称なり〔鎮信は公の諱なれど、退老の後、字音を呼んで、隱居の名と為られしこと、『家譜』に見ゆ、然れば鎮信翁と表題せしは、公退老後の物たる知るべし。公時年六十八、又翁と称する所以なり〕又傍ら己れが時態を以て、貴称に及ばず。斯く称せしこと、其時状見るべし。公も亦、彼が威重あるに対して、自から謙遜の意を抱き、銘も無く押字も書せられざる也。是亦時態人情を推て察すべし。然れば必ず箱の外銘は、吉保の自筆と云に因るべからず。祐筆に記せ使んも亦宜し。又或は、人、予が憶断に因て是非すると為んが、箱裏の記に、松浦円恵公作〔円恵、徳祐、共に公の法号とす〕置簡と記す。然れば銘押無しと雖ども、公の作なること疑を容れず。又、猶々庵其人を詳にせざれども、其書体、今時のものに非ず。或は公の時、又は後の茶人の輩なるべければ、此無銘の物を、伝承、或正品として、斯く記せしなれば、今断じて公の旧作、吉保の需に応じて作られし者と、決定せしこと然り。』³²⁾

「又或年、坊間に於て一箱を獲たり。蓋上に銘して、松浦花入と篆書す。甚拙なり。箱中の物を視れば、一重切の花生なり。



予迺古筆了伴に憑て、この書を鑑せ令るに、極札に云。妙法院宮堯然法親王、一重切花入、松浦、かすみしく哥一首、銀粉字正筆、相違無之、寅（天保元年庚寅）二月。又『諸門跡譜』に、妙法院御門跡堯然法親王、寛文元年閏八月寂、

六十歳。屋代弘賢曰。堯然法親王は、後陽成帝第六の皇子にして、座主三ヶ度の宮なり。

Ⓛ又『家譜』に云。延宝元年〔癸丑〕徳祐公年五十二、近来好茶礼、為閑居之樂。与片桐石州親昵。二年〔甲寅〕公年五十三、去臘石州卒。遣言使家臣藤林氏、伝授茶礼於公。」これに拠れば、妙法法王の薨る、片石卒るに先だつこと十三年〔法王薨る年、公年四十〕又、家蔵『茶湯正統伝』の所載は、片石州の統系、一を堯然法王とし、二を会津の正之とし、三を藤林宗源〔石州の家臣。前に見ゆ〕とし、四を稲葉丹後守正通とし、五を清水道漢とす。而宗源の系、一を酒井日州忠能とし、二を徳祐公とし、三を村松忠村〔家臣。今の老臣、豊田隼人助の祖先なり〕とす。然るときは堯然法王は、石州の高弟にして、公の相伝よりは先輩の御方なり。因てこの年代を以て考ふれば、公と法王とは卑高と云ひ、居処も隔遠なるべければ、其同弟の故を以て、公の領邑より、京師までかの手作を請はれしなるべし。因法王、かの和哥を題して酬はれしか。彼哥意を以ても推知るべし。蓋しかの哥は古詠ならん〔追記す。この哥は、『新勅撰集』大僧正慈円の詠なり〕³³⁾

「何れの年のことにや。林子より『四席懐石誌』と標せし書二巻を贈り、且云ふ。斯書は、御祖先某君の輯する所。某君の茶事に高名なるは、世普く所知なり。斯書、君故より所蔵ならん。予曰ふ。名さへ未だ識らず。林子迺ち其書を示す。見るに、其首に記して、松浦鎮信入道著。蓋し後人の所書なり。されども小跋の末に、元禄九子九月、鎮信と記せられしかば、正しく公の輯作なり。其書体は、

上巻 魚類之部		
正月膳附の部	同汁の部	同煮物の部
部	記伝に曰云云	
二月膳附の部	汁部	煮物部
部	記伝に曰云云	
三月膳附の部	汁部	煮物部
部	記伝に曰云云	

四月 五月同上 七 八 九 十月
同上 十一 十二月同上

吸物焼物取肴の部

春の吸物 三十種 肴部 二十種
焼物部 十種 取肴部 八種
夏吸物 十五種 肴部 七種 取肴
部 八種 焼物部 七種
秋吸物 十一種 肴部 六種 焼物
部 五種
冬吸物 十三種 肴部 九種 焼物
部 五種
右弁記云云 追加 八種
下巻 精進の部
正月膳附の部 同汁 同煮物

伝曰云云

二月同上 三月同上 四月 五六月
七月 八九月 十月 十一十二月同
上

吸物肴取肴の部

春吸物 二十三種 肴 十四種 焼
物 八種
夏吸物 十三種 肴 十四種 焼物
四種
秋吸物 十三種 焼物 五種 肴
十種
冬吸物 十二種 肴 十二種 焼物
四種

奥書、御跋なり。年号御名〔其奥に、丙辰十月十四日、栖止庵押。其人并年代、今不詳之〕

前の元禄九年は、丙子にして、公年七十五。跋に曰。世上通用の分如斯。此外吸物は、見立に寄、有来物も、切形により、珍き作意品々可有候。勘弁すべし。併、性の不宜物、かぼちや、唐なす、薩摩芋の類、紅粉茸等、一切不用事也。此外に性の不宜物、餅の類、料理に忌事也。人の知たる物に而、風流を料理候事第一也。」然れば、かぼちや以下の三種は、性の不宜物と為られしなり。時と人と世歴の更れる観るべし。元禄九年より、今天保八年丁酉に至て、一百四十

二年。又この表題を、四席懐石と名じ給ひしことは、四は四季にして、席は四季茶客の席を謂なり。懐石は、会席の普通にして、これをの給ふなり。但し、懐石の熟字、漢書所見なし。』³⁴⁾

地域文化と地域開発

松浦静山の茶道観についての詳細な分析は他日に譲るとしても、静山の茶道観分析から得られる日本文化・伝統文化ないしは地域文化のかたちは、地域開発のあり方を模索するさいの方向性を提示するだろうと思われる。というのも地域文化の発掘は、地域開発の根幹ともいえることだからである。

やや迂遠なようだが、ここではそうした地域文化を探る手がかりとして「風流」という語をとりあげてみよう。静山は、「茶会と云もの、昔は風流の一つなりしが、今は至俗のことゝなれり」³⁵⁾として、俗化した茶を嘆いている。「文武は武家の二道にして、茶湯は文武両道の内の風流なり」³⁶⁾と、鎮信流茶道の流祖である松浦鎮信は『茶湯由來記』で述べている。静山のいう「風流」と鎮信のいう「風流」とのあいだにいかなる相違があるのであろうか。鎮信はつづけて「さるによりて柔弱をきらふ。つよくしてうつくしきをよしとす」という。鎮信にあっては、「風流」とは「気構え」「気組み」「潔さ」を意味し、静山にあっては、俗化しない「純粹性」を意味しているのかと思える。さらには歴史的蓄積もしくは伝統文化の「重厚さ」を引き継いだ者としての実感が、静山の用いた「風流」という語にはこもっているのかもしれない。とすれば、静山には、茶道の本道に帰れという原理主義的方向性 fundamentalism が内在しているともいえる。それは流祖への回帰であるともみることできる。鎮信は先の「文武は武家の二道にして、茶湯は文武両道の内の風流なり」の前段に「常に事を聞ならひ見ならひて、心に会得し、格致するを専一とすべし。末に至てはこゝを忘れてなすべし。器には法有形在。たとひあしたに器を製すとも、古法を用ざれば放逸

なり。しかれども法を用て法に縛せられず、いにしへをかなが見て、当意即妙の所を得むこそねがわしき事なれ³⁷⁾と書いているところから推して、これから一大流派を構築する流祖としての心積もりを開陳したとみなすべきであろう。原則を踏まえたうえで、その原則にとらわれず「当意即妙」に対応するだけの技量をもたなくてはならないと鎮信はいう。その心積もりが、決意をみなぎらせた『茶湯由来記』を書かせたと理解することができる。創始した者と継承した者との相違が「風流」に対する理解の違いとして現れているのである。

いずれにせよ、佐世保地域の観光開発を考えるにあいに、「風流」はカギとなるであろう。というも、この地域はかつての平戸藩に属し、松浦鎮信や松浦静山を藩主としていたからであり、最後の藩主松浦心月も藩主ではなくなっただけにもかかわらず、鎮信流茶道の宗家としてこの地域の人々に敬愛されつづけたからである。この地域の人々にとって松浦家は格別の意味を持ちつづけた。その中心をなすのが「風流」の思想であったとみることもできる。

おわりに

現代社会は、効率と利便性を求めて巨大化し、科学技術と市場原理の前で「風流」などは風化したかみえる。「無駄」は徹底的に排除され、効率的で幾何学的な直線イメージが支配的となった。そうした無駄のない明るい空間のなかで、社会的病理は徐々にしかし確実に侵攻している。「ランチメイト症候群」³⁸⁾などという言葉もうまれた。理解不能な事件も多発している。無駄のない明るすぎる空間のなかで、人々は明るさに耐え切れなくなってきているかのようでもある。

今ほど無駄や余裕の必要なときはあるまい。その意味で「風流」を顧み、伝統文化を見直すことが必要であり、それらを根幹にすえた地域のあり方を模索し、あるべき社会の方向性を検討すべきときである。古くさいものとして放擲

されたものの意味を問わなくてはならない。伝統的価値体系とのかかわりで地域づくり・地域マネジメントを考えなくてはならないであろう。

追記

本稿は、国際観光学科共同研究「茶道・鎮信流の歴史的展開に関する研究」(安部直樹・木村勝彦・田淵幸親・嶋内麻佐子)の成果の一部である。

注

- 1) 安部直樹「大名茶の系譜 武辺の茶の統治機能」『長崎国際大学論叢 第7巻』長崎国際大学研究センター, 2007.
- 2) 前掲安部論文, p. 17.
- 3) 前掲安部論文, p. 14.
- 4) 長崎県史編集委員会編『長崎県史 藩政編』吉川弘文館, 1973, p. 485.
- 5) 『長崎県史 藩政編』p. 485.
- 6) 『長崎県史 藩政編』p. 484.
- 7) 『長崎県史 藩政編』p. 482.
- 8) 『長崎県史 藩政編』p. 482.
- 9) 『長崎県史 藩政編』p. 482.

また、『甲子夜話』には、久昌夫人の人となりについてつぎのような記述がある。

「久昌夫人は御身卑賤より出玉ひしが、御識見の優れ玉へることは、おさおさ高貴にも劣り玉はざること度々見聞しぬ。ましてや子を教育なし玉へる洪恩は、海山にも比すべし。その中に予若年のとき、何人が作りし『謗草』と云る写本ありて、古人は小松内府、楠正成等、近くは恐多も神祖をも申上奉り、次では松平信綱の類、凡そ賢哲と称する者は皆その非を挙たり。予しばしばこれを待輩に読せて聞しを見玉ひ、汝幼少なりと雖ども己が非を知らず、賢明と称せる古人の非を云ふこと有べからず。況や彼の非とする所、皆人を惑はすの説なり。自今再び見ること勿れとて、その書を取あげ玉ひし。又廿計にもなりける頃、御物語の序に不図申せしは、女は江都優り候へ。京師女よしと申せども、とかく江都の方勝り候と申たれば、いやいや夫は心得違ひ玉ふ。京師とて善きはよし。江都とて悪き

はあしゝ。かゝる一偏の所存は為し玉ふなと
戒め玉ひける。今にして臆出すごとに慈訓の
忝き、涙催し侍るなり。」

松浦静山(中村幸彦・中野三敏校訂)『甲子夜話
2』平凡社, 2003, p. 91.

- 10) 西山松之助『西山松之助著作集 第1巻 家元
の研究』吉川弘文館, 1982, p. 327.
- 11) 『西山松之助著作集 第1巻 家元の研究』p.
329.
- 12) 『西山松之助著作集 第1巻 家元の研究』pp.
329-330.
- 13) 『西山松之助著作集 第1巻 家元の研究』p.
329.
- 14) 『西山松之助著作集 第1巻 家元の研究』p.
331.
- 15) 松浦静山(中村幸彦・中野三敏校訂)『甲子夜
話1』平凡社, 2003, pp. 107-108.
- 16) 『甲子夜話1』pp. 114-115.
- 17) 『甲子夜話1』p. 115.
- 18) 『甲子夜話1』pp. 231-232.
- 19) 『甲子夜話1』pp. 272-273.
- 20) 『甲子夜話1』p. 273.
- 21) 『甲子夜話1』pp. 332-333.
- 22) 『甲子夜話2』p. 51.
- 23) 『甲子夜話3』pp. 133-135.
- 24) 『甲子夜話4』p. 202.
- 25) 『甲子夜話6』pp. 263-266.
- 26) 『甲子夜話続篇1』pp. 223-224.
- 27) 『甲子夜話続篇1』p. 330.

- 28) 『甲子夜話続篇2』pp. 223-224.
- 29) 『甲子夜話三篇1』pp. 92-93.
- 30) 『甲子夜話三篇1』p. 93.
- 31) 『甲子夜話三篇2』pp. 290-291.
- 32) 『甲子夜話三篇3』pp. 191-193.
- 33) 『甲子夜話三篇3』pp. 193-194.
- 34) 『甲子夜話三篇3』pp. 242-243.
- 35) 『甲子夜話1』p. 332.
- 36) 松浦鎮信『茶湯由来記』松浦素『茶道の心』(非
売品)所収, p. 199.
- 37) 『茶湯由来記』p. 199.
- 38) 香山リカ『若者の法則』岩波新書, 2002, p. 60.

参考文献

1. 安部直樹「大名茶の系譜 武辺の茶の統治機能
」『長崎国際大学論叢 第7巻』長崎国際大学
研究センター, 2007.
2. 長崎県史編集委員会編『長崎県史 藩政編』吉
川弘文館, 1973.
3. 西山松之助『西山松之助著作集 第1巻 家元
の研究』吉川弘文館, 1982.
4. 松浦静山(中村幸彦・中野三敏校訂)『甲子夜
話1~6』平凡社, 2003.
5. 『甲子夜話続篇1~8』平凡社.
6. 『甲子夜話三篇1~6』平凡社.
7. 松浦鎮信『茶湯由来記』松浦素『茶道の心』(非
売品)所収, 1997.
8. 香山リカ『若者の法則』岩波新書, 2002.